

公益財団法人奈良県食肉公社個人情報保護規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人奈良県食肉公社(以下「この法人」という。)が保有する個人情報の取扱いについての基本事項を定め、個人の権利利益の保護を図るとともに、この法人の事業の運営に対する信頼の確保に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

(個人情報保護の責務)

第3条 この法人の理事長(以下「理事長」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第2章 この法人が取扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

(個人情報の収集の制限)

第4条 この法人が個人情報を収集するときは、収集の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うものとする。

2 この法人は、個人情報を収集するときは、個人情報の本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づき収集するとき。
- (2) 個人情報の本人の同意を得て収集するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされている情報から収集するとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき。
- (5) 他の実施機関から提供を受けて収集するとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、個人情報の本人から収集することにより個人情報を取扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあるときその他個人情報の本人以外のものから収集することに相当な理由があるときこの法人が認めるとき。

3 この法人は、思想、信条及び宗教に係る個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、収集しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 法令等に基づいて収集するとき。
- (2) 個人情報取扱事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められるとき。

(個人情報の利用及び提供の制限)

第5条 理事長は、個人情報の収集の目的以外の目的のために、個人情報をこの法人の内部において利用し、又はこの法人以外のものに提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき。
 - (2) 個人情報の本人の同意を得て利用し、若しくは提供し、又は個人情報の本人に提供するとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされている情報を利用し、又は提供するとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当な理由があると認められるとき。
- 2 理事長は、前項ただし書きに規定する場合において、個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。
- 3 理事長は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(この法人の保有する個人情報をこの法人以外のものが随時入手し得る状態とするものに限る。)により、個人情報をこの法人以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等の規定に基づき提供するとき。
 - (2) 犯罪の予防、鎮圧又は操作、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として警察庁又は他の都道府県警察に提供する場合であって、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めるとき。
 - (3) 前号に掲げる場合のほか、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると理事長が認めるとき。

(個人情報の提供を受けるものに対する措置要求)

第6条 理事長は、個人情報をこの法人以外のものに提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(適正管理)

第7条 理事長は、個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めるものとする。

- 2 理事長は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置(第9条において「安全確保の措置」という。)を講じなければならない。
- 3 理事長は、保有する必要のなくなった個人情報について、当該個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、利用目的達成後においても当該個人情報を破棄または消去しないことができる。
 - (1) 法令の規定に基づき、保存しなければならないとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 歴史的又は文化的価値が生ずると認められるとき。
 - (4) この法人が自己の業務の遂行に必要な限度で個人情報を保有する場合であって、当該個人情報を消去しないことについて相当の理由があるとき。

(職員等の義務)

第8条 この法人の職員又は職員であった者(以下「この法人の職員等」という。)は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委託に伴う措置等)

- 第9条 理事長は、個人情報の取扱いを伴う事務の委託をしようとするときは、当該委託に係る契約において、個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。
- 2 理事長から個人情報の取扱いを伴う事務の委託を受けた者は、当該個人情報について安全確保の措置を講じなければならない。

- 3 理事長から委託を受けた個人情報の取扱いを伴う事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(個人情報取扱事務登録簿の作成及び閲覧)

第10条 理事長は、個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(第1号様式)を作成し、閲覧の申出があったときは、これに応ずるものとする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報を収集する目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この法人が定める事項

第2節 開示

(開示申出の権利)

第11条 何人も、この規程の定めるところにより、この法人の現に保有している自己に関する個人情報(個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を検索し得る状態で記録されたものに限る。)の開示の申出をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の申出をすることができる。

(開示申出の手続)

第12条 開示申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

- (1) 開示申出をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 開示申出に係る個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が定める事項
- 2 前項の場合において、開示申出する者は、理事長の定めるところにより、開示申出に係る個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示申出にあっては、開示申出に係る個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 理事長は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者(以下「開示申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、理事長は、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

(個人情報の開示)

第13条 理事長は、開示申出があったときは、開示申出に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該個人情報を開示するものとする。

- (1) 法令等の規定又はこの法人が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により開示することができない情報
- (2) 開示申出者(第11条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示申出をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号、次号及び第19条第1項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、開示することにより、当該開示申出者以外の個人の権利利益を侵

害するおそれがあるもの

- (3) 法人等に関する情報又は開示申出者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- (4) 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示することにより、当該評価、診断、選考、指導、相談等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 公社、県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他当該審議、検討又は協議に支障を及ぼすもの
- (7) 公社、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉、又は争訟に係る事務に関し、公社、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 公社、国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (8) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示申出がなされた場合において、開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報

(部分開示)

第14条 理事長は、開示申出に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。

(個人情報の存否に関する情報)

第15条 開示申出に対し、当該開示申出に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、理事長は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する措置)

第16条 理事長は、開示申出に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨及び開示の実施に関し理事長が定める事項を書面により通知するものとする。

- 2 理事長は、開示申出に係る個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示申出を拒否するとき、及び開示申出に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。
- 3 理事長は、前2項の規定により開示申出に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載するも

のとする。この場合において、その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該期日を併せて記載するものとする。

(開示決定等の期限)

第17条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示申出があった日から起算して15日以内に行うものとする。ただし、第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、理事長は、開示申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

(開示決定等の期限の特例)

第18条 開示申出に係る個人情報著しく大量であるため、開示申出があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、理事長は、開示申出に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、理事長は、同条第1項に規定する期間内に、開示申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの個人情報について開示決定等を行う期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条 開示申出に係る個人情報に公社、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示申出者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、理事長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、理事長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他理事長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 理事長は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。この場合において、理事長は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知するものとする。

(開示の実施)

第20条 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して別に定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による個人情報の開示にあっては、理事長は、当該個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき個人情報の開示を受ける者は、理事長が定めるところにより、当該開示決定を受けた者であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

(費用負担)

第21条 前条第1項の規定により写し(電磁的記録にあっては、別に定める方法により交付されるものを含む。)の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用として別に定める額を負担しなければならない。

第3節 訂正

(訂正の申出の権利)

- 第22条 何人も、自己を個人情報の本人とする個人情報(開示決定に基づき開示を受けたものに限る。第27条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この規定の定めるところにより、当該個人情報を保有するこの法人に対し、当該個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ)の申出をすることができる。
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の申出をすることができる。
 - 3 訂正の申出は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正の申出の手続き)

- 第23条 前条の規定に基づき訂正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を理事長に提出しなければならない。
- (1) 訂正の申出をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 訂正の申出に係る個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 訂正を求める内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、この法人が定める事項
- 2 訂正の申出をしようとする者は、理事長が定めるところにより、次に掲げる書類等を提示し、又は提出しなければならない。
- (1) 訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等
 - (2) 訂正の申出に係る個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正の申出にあつては、訂正の申出に係る個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類
- 3 理事長は、第1項に規定する書面に形式上の不備があると認めるときは、訂正の申出をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(個人情報の訂正)

- 第24条 理事長は、訂正の申出があつた場合において、当該訂正の申出に理由があると認めるときは、当該訂正の申出に係る個人情報の訂正をするものとする。ただし、法令等の規定により訂正をすることができないとき、理事長に訂正をする権限がないとき、その他訂正をしないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

(訂正の申出に対する措置)

- 第25条 理事長は、訂正の申出に係る個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正の申出をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。
- 2 理事長は、訂正の申出に係る個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正の申出をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。
 - 3 理事長は、前2項の決定(以下「訂正決定等」という。訂正の申出の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載するものとする。

(訂正決定等の期限)

- 第26条 訂正決定等は、訂正の申出があつた日から起算して30日以内に行うものとする。ただし、第23条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、理事長は、訂正

の申出をした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

(訂正決定等の期限の特例)

第27条 理事長は、訂正決定等に特に長時間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間等に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、理事長は同条第1項に相当する期間内に、訂正の申出をした者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

第4節 利用停止

(利用停止の申出の権利)

第28条 何人も、自己を個人情報の本人とする個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この規定に定めるところにより、当該個人情報を保有するこの法人に対し、当該各号に定める措置の申出をすることができる。

- (1) 第4条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたものであるとき、又は第5条第1項若しくは第2項の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 第5条第1項から第3項までの規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の申出をすることができる。
 - 3 利用停止の申出は、個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

(利用停止の申出の手続)

第29条 前条の規定に基づき利用停止の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

- (1) 利用停止の申出をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 利用停止の申出に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 利用停止を求める内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、理事長が定める事項
- 2 前項の場合において、利用停止の申出をする者は、理事長が定めるところにより、利用停止の申出に係る個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止の申出にあっては、利用停止の申出に係る個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
 - 3 理事長は、第1項に規定する書面に形式上の不備があると認めるときは、利用停止の申出をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(個人情報の利用停止)

第30条 理事長は、利用停止の申出があった場合において、当該利用停止の申出に理由があると認めるときは、この法人における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止の申出に係る個人情報の利用停止をするものとする。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止の申出に対する措置)

- 第31条 理事長は、利用停止の申出に係る個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止の申出をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。
- 2 理事長は、利用停止の申出に係る個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止の申出をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。
 - 3 理事長は、前2項の決定(以下「利用停止決定等」という。利用停止申出の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載するものとする。

(利用停止決定等の期限)

- 第32条 利用停止決定等は、利用停止の申出があった日から起算して30日以内にするものとする。ただし、第29条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、理事長は、利用停止の申出をした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

(利用停止決定等の期限の特例)

第33条 理事長は、利用停止決定等に特に長時間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、理事長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止の申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第5節 苦情の処理

(苦情の処理)

第34条 この法人が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

第6節 雑則

(その他)

第35条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。